

「仕事と生活の調和の実現に向けた共同アピール」について

1. 「仕事と生活の調和推進会議しが」の設置と検討の経過

「仕事と生活の調和推進会議しが」の設置

仕事と生活の調和の実現に向けて、本年6月、行労使、地域団体など関係者が一体となって取り組むため、「仕事と生活の調和推進会議しが」を立ち上げた。

この会議では、関係者相互の合意形成を図るとともに、着実な実践につなげるため、「共同アピール」「目標値の設定」「取組宣言」を行う。

仕事と生活の調和推進会議しが設置要綱（P2）

検討の経過

6月～11月 4回の検討会議を開催 共同アピール、目標値等について検討

2. 「仕事と生活の調和推進会議しが」による「仕事と生活の調和の実現に向けた共同アピール」

共同アピール

構成団体が一体となって仕事と生活の調和に取り組むことを広く県民にアピールし、社会的気運を高めつつ、実践を加速していくため、決意と方向性を表明する。

仕事と生活の調和の実現に向けた共同アピール（P4）

発表

日時 平成20年11月21日(金)

場所 しがワーク・ライフ・バランス推進フォーラムの場

3. 今後の取組

目標値の設定

平成22年度を目標とする具体的な数値を目標として掲げる。

取組主体別に掲げるもの、県全体として掲げるもの

取組宣言の表明

構成団体ごと、または構成団体の共同で、それぞれの立場で実践に結びつけていくための具体的な取組を表明する。

- ・ 目標値達成のために取り組む具体策
- ・ 数値目標に直接的な影響を与えないが、結果として仕事と生活の調和の推進につながる取組や働きかけ

など

仕事と生活の調和推進会議しが設置要綱

1 趣旨

仕事と生活の調和の実現に向けて、平成19年12月に「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」および「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定された。

滋賀県において、事業者、労働者、NPO、行政など関係者が一体となって仕事と生活の調和の推進に取り組むための体制を整え、関係者相互の合意形成を図るとともに、着実な実践につなげるため、「仕事と生活の調和推進会議しが」を、滋賀県および滋賀労働局が共同で設置する。

2 会議の構成

この会議は別表の構成により発足することとし、取組の広がりを期待して、随時、構成団体を拡大していくことができることとする。

この会議には、構成団体の代表者からなる代表者会議と、学識経験者および構成団体の実務担当者からなる検討会議をおく。

(1) 代表者会議

代表者会議では、仕事と生活の調和の推進に向けた「共同アピール」を行うとともに、構成団体ごとまたは構成団体の共同による取組宣言を行う。

(2) 検討会議

検討会議では、平成20年度は次の事項について検討・協議し、平成21年度および22年度は取組内容の検証を行う。検討に当たっては、必要に応じ部会をおくことができることとする。

なお、検討会議の座長は学識経験者の中から選出するものとする。

- ア 共同アピールおよび取組宣言に向けた、地域の特性を踏まえた取組の方向性
- イ 平成22年度を目標年度とした仕事と生活の調和推進にかかる目標値の設定
- ウ 連携・協働による取組方策
- エ 仕事と生活の調和推進事業におけるモデル事業の実施企業の選定
- オ 仕事と生活の調和に取り組む企業や地域の好事例の収集・情報提供の実施
- カ その他検討会議において必要と認めること

3 事務局

本会議の庶務は、滋賀労働局総務部企画室および滋賀県県民文化生活部男女共同参画課が共同で処理する。

4 その他

この要綱に定めるもののほか、この会議の運営に関して必要な事項は別に定める。

(附 則)

この要綱は平成20年6月13日から施行する。

別 表

分野	団体名
学識経験者	2名
経済・労働分野	滋賀県商工会議所連合会
	滋賀県商工会連合会
	滋賀県中小企業団体中央会
	滋賀経済同友会
	(社)滋賀経済産業協会
	(社)びわこビジターズビューロー
	日本労働組合総連合会滋賀県連合会
	滋賀県社会保険労務士会
地 域	滋賀子育てネットワーク
	(有)でじまむワーカーズ
	特定非営利活動法人 しみんふくし滋賀
	生活協同組合コープしが
行 政	滋賀労働局
	滋賀県
	滋賀県市長会
	滋賀県町村会

仕事と生活の調和の実現に向けた共同アピール

今、時代は大きな転換の時を迎えています。滋賀県においては、今年人口が140万人を突破し、人口増加の過程にありつつも、少子高齢化は確実に進み、人口減少社会は目前に迫っています。一方、経済においては、昨今の金融危機等により、非常に厳しい状況にあります。今後、労働力の減少が本格化するとともに、内外の競争が激しさを増す中においては、多様な人材の能力発揮や一人ひとりの生産性の高い働き方が求められます。一方で、地域社会のつながりが薄れつつある中、県民一人ひとりが地域コミュニティの担い手となり、子育て・介護・地域活動などにかかわることの重要性も増しています。活力に満ち、だれもが幸せと豊かさを実感し、互いを思いやりながら安心して暮らすことができる豊かな社会を築き、次世代につないでいくことは、今を生きる私たちの責任です。

そのためには、人生の様々な段階に応じて、仕事も大切にしながら、家庭や地域生活も大切にできる、また個人の自己啓発もできるなど様々な生き方の選択が可能となる環境を整えていくこと、すなわち「仕事と生活の調和」の実現に向けて取り組むことが必要です。

ここ滋賀の地において、行労使をはじめ、地域を支える団体などが一緒になって「仕事と生活の調和推進会議しが」を立ち上げ、「仕事と生活の調和」の実現を目指し、それぞれが連携、協力しつつ、次の項目に主体的に取り組むことを表明します。

1 多様な働き方を可能にしよう

結婚、出産、子育てや介護といった人生の各段階に応じ、個人が抱える課題は様々です。そういった課題や個人の選択する様々なライフスタイルに対応でき、また、だれもが心身ともに充実した状態で能力を発揮し、意欲をもって働くことができるよう、多様で柔軟な働き方の実現に取り組みます。

2 ゆとりとやる気を生み出そう

企業経営の活性化と労働者の豊かで充実した暮らしの実現とは相互に切り離せない関係にあることから、労使が話し合う機会を持ち、双方の理解と協力のもと、それぞれの企業・労働者にとって最善の方向を目指すことが大切です。労働者のゆとりとやる気を生み出し、生産性の高い働き方につなげるよう、長時間労働の抑制や各種休暇の取得促進、自己啓発の促進などに取り組みます。

3 社会で子育てを支えよう

子育ては次代の担い手を育成するという営みでもあり、子や孫たちが地域に誇りを持ち、幸せや豊かさを実感し、すこやかに育つことは私たちの喜びであり願いです。子育ての責任はまず家庭にあるものの、子育て家庭を巡る大変厳しい状況の中で、保護者が地域社会の多様なかかわりや支援のもと、喜びを感じながら安心して子育てができるよう、社会全体で子どもと家族を応援する環境づくりに取り組みます。

4 多様な生き方を尊重しよう

仕事と生活の調和の推進は、性別、既婚・未婚、子どもの有無などにかかわらず、すべての人を対象としています。男性も女性も人生で生じる様々な事情にかかわらず、自らが希望する生き方・働き方が選択できるよう、固定的に男女の役割をとらえず、多様な生き方の選択を尊重する意識の醸成に取り組みます。